

# 新潟大学工学部同窓会（悠久会）埼玉支部会則(案)

制 定：平成 7年10月27日  
第1回改定：平成11年 6月 5日  
最終改定：令和 6年 6月 1日

## 第一章 総 則

### 第1条（名称）

当支部は、新潟大学工学部同窓会（悠久会）埼玉支部と称する。

### 第2条（所在地）

当支部の事務所は埼玉県内に置く。

### 第3条（目的）

当支部は、新潟大学工学部同窓会（悠久会）会則第3条、及び第4条、および同会則の施行細則が定める支部に関する条文の趣旨に従い、埼玉県内の会員相互の親睦向上を図り、本部および各地支部と緊密な連絡を保ち、率先して悠久会の発展を図ることを目的とする。

## 第二章 会 員

### 第4条（会員）

当支部は、新潟大学工学部同窓会（悠久会）会則が定める正会員及び特別会員であって、埼玉県内に居住または勤務する者で組織する。

なお、県外居住者、勤務者でも、地理的な利便性から埼玉支部会員を希望する場合にはそれを妨げない。

## 第三章 役 員

### 第5条（役員）

当支部は、下記の役員を置く。

1. 相談役…若干名（支部長が必要により委嘱する。相談役は支部長の諮問に応じる。）
2. 顧問…若干名（総会に諮り支部長が委嘱する。顧問は各種会議に出席して意見を述べ諮問に応じる。）
3. 支部長…1名（総会に於いて支部会員の互選をもって決める。支部長は支部を代表する。）
4. 副支部長…若干名（常任理事の中から支部長が委嘱する。副支部長は、支部の事業を分担して支部長を補佐する。支部長が不在の場合は、その任務を代行する。）
5. 常任理事…若干名（支部会員の中から支部長が委嘱する。常任理事は、支部の重要事項を審議し、支部の事業の執行に当たる。）
6. 拠点幹事…若干名（支部会員の中から支部長が委嘱する。拠点幹事は、支部の各事項を審議し、支部の事業の執行に当たる。）

### 第6条（役員の任期）

役員の任期は3年とする。ただし支部長が継続を委嘱した場合はこれを妨げない。

### 第7条（役員の補充）

任期中に副支部長及び常任理事に不足が生じたときは、支部長が支部会員の中から後任者を委嘱する。

### 第8条（本部役員）

支部長は当支部役員の中から支部会員200名につき1名を目途に全国理事を委嘱する。

## 第四章 会 議

### 第9条（定期総会）

支部長は原則として年に一度定期総会を開催するものとし、新卒会員の紹介を行うとともに、会員相互の親睦を図る。なお、総会議事は支部役員が担うものとする。

### 第10条（臨時総会）

支部長は、重要事項の決議、その他必要があると認めたときは臨時総会を開催することができる。

### 第11条（請求による総会）

支部長は、支部会員50人以上から請求があったときは総会を開催しなければならない。このときの費用は、請求者が負担するものとする。

### 第12条（総会の役割）

総会に於いては以下の提案事項の審議・決議を行う。

1. 支部長を選出すること
2. 支部役員を解任すること
3. 支部活動の報告と計画に関すること
4. 支部予算の執行と予算案に関すること
5. 支部の会計監査に関すること
6. 支部会則の変更に関すること
7. 支部の分割、併合又は解散に関すること
8. その他重要事項を決議すること

#### 第13条（総会の通知）

総会を開催するときは、支部会員に対し総会の日時と会議の目的を示して、総会までの合理的な期間をもって通知を出さなければならない。

#### 第14条（決議）

総会の決議は、出席者の過半数の承認をもって行う。可否同数のときは、支部長の決定による。

#### 第15条（役員会）

当支部の役員会は、次のとおりとし支部長が招集する。

1. 常任理事会
2. 役員総会

#### 第16条（常任理事会）

常任理事会は、支部長、副支部長及び常任理事で構成し、総会の決議に基づいて重要事項を処理するほか、支部の目的達成のために必要な事項を決議し、執行する。

#### 第17条（役員総会）

役員総会は、支部役員全員で構成し、必要のあるときに開催する。役員総会は、常任理事会と同等の機能を持つ。

#### 第18条（支部長による執行）

常任理事会の決議が必要な事項であっても、急を要するときは、支部長は直ちに執行して事後に承認を求めることができる。

#### 第19条（文書による票決）

役員は、役員の出席に代えて、文書その他で意見を述べるることができる。このときは、票決に当たっては出席とみなす。

#### 第20条（報告）

総会の決議事項は、悠久会理事長に報告し、悠久会時報に掲載を依頼する。

## 第五章 会 計

#### 第21条（会計年度）

当支部の会計年度は4月1に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第22条（経費）

支部の経費は、支部会員会費、本部からの補助金、寄付金および雑収入で支弁する。

#### 第23条（会費）

当支部の通常会費は、年額2,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

#### 第24条（会計担当と会計監査）

支部長は当支部役員の中から会計担当1名と会計監査1名を委嘱する。

## 第六章 付 則

第25条 当支部会則の変更は、悠久会理事長に報告するものとする。

第26条 当支部会員は連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）に変更があった場合には、速やかに支部長へその旨届け出るものとする。

第27条 当支部が保管する支部会員の個人情報は当支部活動に限り使用し、外部漏洩無きよう厳重に管理するものとする。

第28条 当支部からの脱会を希望する場合には、当支部長へその旨届け出るものとする。なお、再度入会の申し出がある場合は当支部長へその旨届け出るものとし、これを受理するものとする。